

令和8年6月17日

愛知中央SR経営労務センター
社会保険労務士会員 各位

愛知中央SR経営労務センター
会長 小寺 佐智子

「特別加入申請・変更・脱退届」処理後の事務局への提出について

日頃は、当センターの業務運営にご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和8年6月15日付けで、愛知労働局労働保険適用・事務組合課長から別紙のとおり通知がありましたので、下記にご留意のうえ、適切な事務処理をお願い致します。

記

(1) 電子申請の場合

電子申請については、これまで事務組合（→先生方）に郵送されていた承認通知書が、今後は労働局から郵送されません。

このため、e-Gov 審査終了の通知後、3日以内に事務局へFAXかメールをして下さい。

(2) 紙提出の場合

従来通り、提出時に原本とコピー（控え）を一枚添付して、西監督署に提出をして下さい。

西監督署へ提出後、受付印の押された控えの到着後3日以内に、事務局へFAXかメールをして下さい。

(3) 年度更新時(4. 5月)の取扱い

4・5月は西監督署提出前に、事務局への連絡をお願い致します。

(4) その他

① 提出後、事務局に報告がされない場合、年度更新に反映されない為、保険料が正しく計算されません。

加入の場合は、カード（証明書）発行ができません。

申請後、必ず事務局への報告をお願い致します。

② 社会保険労務士事務所内で、事務処理をされる皆様への周知徹底をよろしくお願い致します。

事務局：担当 横井・松井

令和8年6月15日

労働保険事務組合 御中

愛知労働局 総務部
労働保険適用・事務組合課長

特別加入に係る電子申請処理の一部変更等について

平素より労働保険行政の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年3月16日より、特別加入に係る電子申請システムの改修が実施されました。これに伴い、電子申請に係る通知方法等について下記のとおり取扱いを変更しました。

また、特別加入変更届等に係る提出取下げについては、下記のとおりですので、ご留意ください。

つきましては、ご了知いただくとともに、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 特別加入の電子申請について

(1) 通知方法の変更

これまで、電子申請による手続については、申請書・変更届等の写しを添付の上、「特別加入承認・特別加入者の給付基礎日額決定通知書」等を各事務組合宛てに郵送しておりました。

今後は、当局における審査終了後、e-Gov（申請者）へ審査終了の旨を通知する際に、電子公文書として「申請書等及び通知書」を添付する取扱いに変更となりました。このため、電子申請に係る通知書の各事務組合への郵送は廃止しました。

(2) 紙媒体による申請について

紙媒体による申請については、従前のとおり通知書等を郵送いたします。

(3) 事務組合における特別加入情報管理について

電子申請においては、審査終了後の通知が e-Gov（申請者）へ通知されるため、申請者が社会保険労務士等である場合、当該通知が事務組合へ直接通知されません。これにより、事務組合において特別加入状況の正確な把握が困難となる可能性があります。

つきましては、関与した社会保険労務士等からの報告を徹底するなど、事務組合における特別加入者情報を遺漏なく正確に管理いただきますようお願いいたします。

(4) 電子申請時の留意事項

電子申請に際し、「申請書入力へ」の選択画面において、誤った選択をした場合には、電子公文書による通知書が発行されない場合がありますので、様式の選択には十分ご留意ください。

2 変更届等の提出取下げの取扱いについて

特別加入に関する変更届（一部脱退）及び特別加入脱退申請書の提出取下げについては、その性質上、お受けすることはできませんので、あらかじめご承知おきください。

担当 愛知労働局 総務部 労働保険適用・事務組合課 事務組合係 電話 052-219-5502
